

平成30年8月6日
尼崎市アスベスト対策会議
別紙 1 - 2

石綿健康被害救済制度における
平成 18～28 年度被認定者に関する
ばく露状況調査報告書

抜粋版



独立行政法人環境再生保全機構

平成 30 年 3 月

(8) 尼崎市の詳細集計（ばく露(エ)分類）

集計方法

平成 18 年度から平成 28 年度までのアンケート回答者のうち、2-2.(3)ばく露分類別集計が(エ)分類であり、対象期間である昭和 20 年～平成元年（1945 年～1989 年）間に尼崎市に居住歴がある者の累計において、行政地区、時点（昭和 30 年、40 年、50 年、60 年）によるクロス集計を行った。

行政地区は中央地区、小田地区、大庄地区、立花地区、武庫地区、園田地区の 6 地区とし、記述不十分等により分類できない場合は地区不明とした。

地区の分類に当たっては、尼崎市史第 10 巻付図「尼崎市小字図」等を参考とした。

また、集計は下記の 2 通りの居住歴により行った。

1) 最長居住歴による集計

「(7)住所別集計」において尼崎市に最長居住歴のある者（医療費・未申請弔慰金 253 人、施行前弔慰金 121 人）について、対象期間内に尼崎市内で最も長く居住した行政地区（以下「最長居住地区」という。）により集計した。

対象期間中に複数の行政地区に居住歴がある場合には、年単位で計算して最長居住地区を各人 1 つ選択した。対象期間中に最長居住区が複数あった場合は、その中で最も古い住所を 1 つ選択した。

2) 対象期間居住歴による集計

対象期間中に尼崎市に一度でも居住歴がある者について、対象期間中に一度でも居住した行政地区により集計した。対象期間中に複数の行政地区に居住歴がある場合は、重複して集計した。なお、同じ行政地区内の異なる居住歴については 1 つの居住歴として扱い重複集計しなかった。

さらに、尼崎市に最長居住歴のある者を、地区不明の者を除き、医療費・未申請弔慰金 242 人、施行前弔慰金 111 人の「最長居住地」を地図上にプロットした。

結果

① 医療費・未申請弔慰金アンケート回答者

1) 最長居住歴による集計

最長居住歴による集計において、それぞれの地区に最も長く居住していた者は、中央地区 34 人（男 25、女 9）、小田地区 169 人（男 82、女 87）、大庄地区 4 人（男 2、女 2）、立花地区 10 人（男 5、女 5）、武庫地区 0 人、園田地区 25 人（男 12、女 13）、地区不明 11 人（男 3、女 8）で、合計で延べ 253 人であった（表 II-8-1）。

最も多い最長居住地区は小田地区であり、小田地区の者 169 人のうち、昭和 30 年時点に最長居住歴のある者は 98 人、昭和 40 年時点は 141 人、昭和 50 年時点は 101 人、昭和 60 年時点は 55 人であった（表Ⅱ－8－2）。

2) 対象期間居住歴による集計

対象期間居住歴による集計において、各地区に居住歴のある者は、中央地区 64 人（男 37、女 27）、小田地区 238 人（男 119、女 119）、大庄地区 18 人（男 11、女 7）、立花地区 37 人（男 18、女 19）、武庫地区 14 人（男 5、女 9）、園田地区 48 人（男 23、女 25）、地区不明 33 人（男 14、女 19）であり、合計で 452 人であった（表Ⅱ－8－1）。

最も多い居住地区は小田地区であり、小田地区の者 238 人のうち、昭和 30 年時点に居住歴のある者は 142 人、昭和 40 年時点は 193 人、昭和 50 年時点は 120 人、昭和 60 年時点は 90 人であった（表Ⅱ－8－3）。

② 施行前弔慰金アンケート回答者

1) 最長居住歴による集計

最長居住歴による集計において、それぞれの地区に最も長く居住していた者は中央地区 14 人（男 5、女 9）、小田地区 68 人（男 32、女 36）、大庄地区 5 人（男 2、女 3）、立花地区 8 人（男 4、女 4）、武庫地区 4 人（男 3、女 1）、園田地区 12 人（男 4、女 8）、地区不明 10 人（男 3、女 7）で、合計で延べ 121 人であった（表Ⅱ－8－1）。

最も多い最長居住地区は小田地区であり、小田地区の者 68 人のうち、昭和 30 年時点に最長居住歴のある者は 41 人、昭和 40 年時点は 59 人、昭和 50 年時点は 42 人、昭和 60 年時点は 32 人であった（表Ⅱ－8－2）。

2) 対象期間居住歴による集計

対象期間居住歴による集計において、各地区に居住歴のある者は、中央地区 21 人（男 9、女 12）、小田地区 107 人（男 51、女 56）、大庄地区 9 人（男 4、女 5）、立花地区 25 人（男 14、女 11）、武庫地区 9 人（男 7、女 2）、園田地区 22 人（男 10、女 12）地区不明 24 人（男 9、女 15）であり、合計で延べ 217 人であった（表Ⅱ－8－1）。

多い居住地区は小田地区であり、小田地区の者 107 人のうち、昭和 30 年時点に居住歴のある者は 62 人、昭和 40 年時点は 78 人、昭和 50 年時点は 54 人、昭和 60 年時点は 40 人であった（表Ⅱ－8－3）。

表Ⅱ－８－１．尼崎市における地区別居住歴累計（アンケート回答者、エ分類） (人)

給付	行政区	最長居住歴			対象期間に 居住歴がある者		
		男	女	計	男	女	計
医療費・ 未申請弔慰金	中央地区	25	9	34	37	27	64
	小田地区	82	87	169	119	119	238
	大庄地区	2	2	4	11	7	18
	立花地区	5	5	10	18	19	37
	武庫地区			0	5	9	14
	園田地区	12	13	25	23	25	48
	地区不明	3	8	11	14	19	33
	合計	129	124	253	227	225	452
施行前弔慰金	中央地区	5	9	14	9	12	21
	小田地区	32	36	68	51	56	107
	大庄地区	2	3	5	4	5	9
	立花地区	4	4	8	14	11	25
	武庫地区	3	1	4	7	2	9
	園田地区	4	8	12	10	12	22
	地区不明	3	7	10	9	15	24
	合計	53	68	121	104	113	217



表Ⅱ－８－２．尼崎市における最長居住地区別累計（アンケート回答者、エ分類） (人)

給付	行政区	最長居住歴	うち、昭和30年時点	うち、昭和40年時点	うち、昭和50年時点	うち、昭和60年時点
			に居住歴のある者	に居住歴のある者	に居住歴のある者	に居住歴のある者
医療費・未申請弔慰金	中央地区	34	19	28	24	18
	小田地区	169	98	141	101	55
	大庄地区	4	2	3	3	3
	立花地区	10	4	5	8	4
	武庫地区	0	0	0	0	0
	園田地区	25	13	15	15	12
	地区不明	11	9	8	4	2
	合計	253	145	200	155	94
施行前弔慰金	中央地区	14	9	11	8	4
	小田地区	68	41	59	42	32
	大庄地区	5	2	3	4	4
	立花地区	8	2	2	6	6
	武庫地区	4	1	2	4	3
	園田地区	12	6	9	8	5
	地区不明	10	7	8	6	2
	合計	121	68	94	78	56

<参考>

尼崎市地区別人口（男女計） (人) 各年10月1日時点

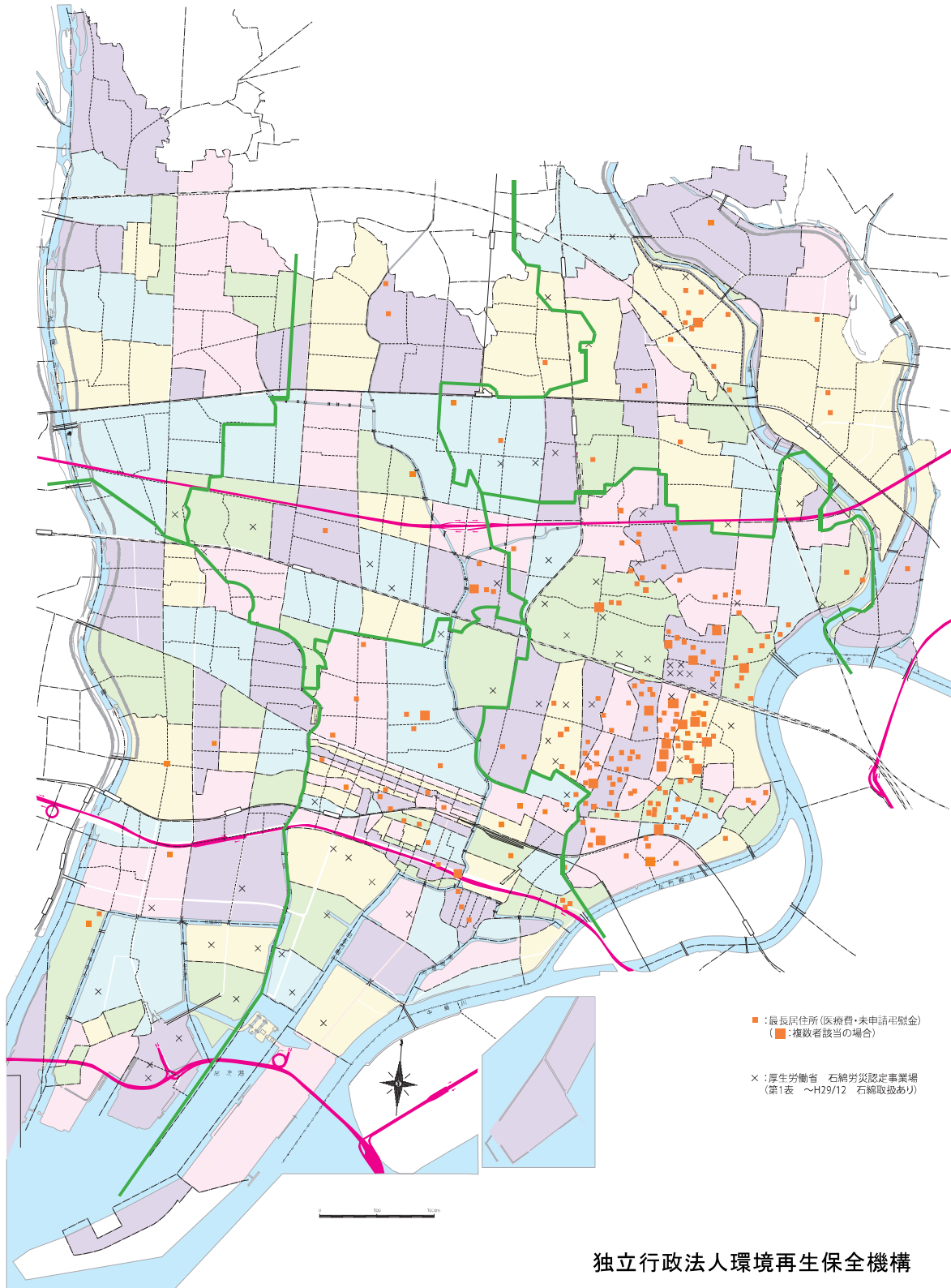
行政区		昭和30年	昭和40年	昭和50年	昭和60年
人口	中央地区	90,984	99,331	77,010	63,499
	小田地区	84,986	110,732	100,005	86,524
	大庄地区	68,192	98,706	85,833	70,205
	立花地区	47,822	93,248	124,252	119,454
	武庫地区	13,340	34,604	66,141	76,159
	園田地区	30,183	64,369	92,542	93,274
	尼崎市合計	335,507	500,990	545,783	509,115

出典：尼崎市統計書（昭和44年、昭和56年、昭和60年）など

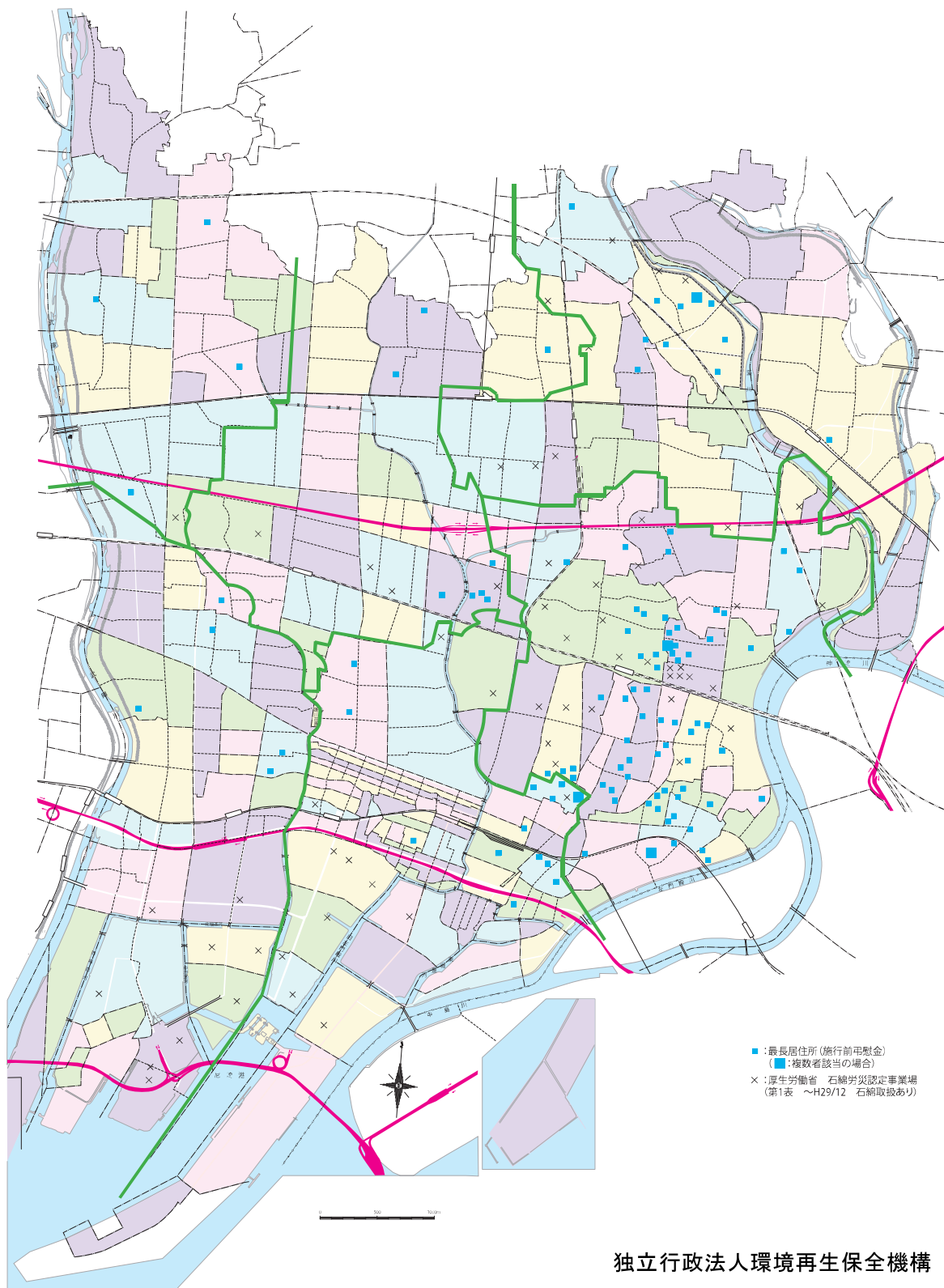
表Ⅱ－８－３．尼崎市における居住歴別累計（アンケート回答者、エ分類） (人)

給付	行政区	対象期間に居住歴がある者	うち、昭和30年時点	うち、昭和40年時点	うち、昭和50年時点	うち、昭和60年時点
			に居住歴のある者	に居住歴のある者	に居住歴のある者	に居住歴のある者
医療費・未申請弔慰金	中央地区	64	33	38	26	22
	小田地区	238	142	193	120	90
	大庄地区	18	5	6	5	6
	立花地区	37	8	11	17	14
	武庫地区	14	0	1	4	5
	園田地区	48	15	24	22	22
	地区不明	33	17	13	6	5
	合計	452	220	286	200	164
施行前弔慰金	中央地区	21	15	13	9	5
	小田地区	107	62	78	54	40
	大庄地区	9	4	7	4	5
	立花地区	25	4	6	11	10
	武庫地区	9	1	3	4	5
	園田地区	22	9	12	12	10
	地区不明	24	7	13	7	3
	合計	217	102	132	101	78

尼崎市・最長住所（医療費・未申請弔慰金、全疾病）



尼崎市・最長居住地（施行前弔慰金、全疾病）



被認定者」という。)

上記②及び③の場合、認定を受けたのは指定疾病に起因して亡くなられた者のご遺族であるが、本調査は石綿ばく露の実態を把握するものであるため、本報告書において「弔慰金被認定者」と記すとき、それは指定疾病に起因して死亡した者を指すものとする。

(3) 実施方法

① 被認定者リストの作成

救済法の施行から平成 28 年度末まで（平成 18 年 3 月 27 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）の被認定者について、認定年度、アンケート回答の有無、性別、年齢（医療費被認定者は申請時、弔慰金被認定者は死亡時）、支給種別（医療費・施行前弔慰金・未申請弔慰金）、疾病別（中皮腫・肺がん・著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺（以下「石綿肺」という。）・著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚（以下「びまん性胸膜肥厚」という。）、中皮腫の疾病部位（胸膜・その他）、労災保険法等のその他の法令による石綿健康被害に関する給付に係る認定の有無、等の情報を含んだ被認定者リストを作成した。

被認定者リストでアンケート回答がなかった者にはアンケート票を再送し、それに回答があった場合は被認定者リストに反映した。

② 年齢別集計

被認定者についての年齢別集計を支給種別（医療費・未申請弔慰金・施行前弔慰金）に行った。医療費被認定者は申請時の年齢を、弔慰金被認定者は死亡時の年齢を用いて集計した。

③ ばく露分類別集計

アンケートの回答内容から被認定者の石綿ばく露状況について 4 つの種類に分類し、集計した。分類は「平成 21 年度被認定者に関する医学的所見等の解析及びばく露状況調査事業」を踏まえ、下記（ア）～（エ）とした。

（ア）「直接石綿を取り扱っていた職歴がある者、及び直接ではないが職場で石綿ばく露した可能性のある職歴がある者。」（職業ばく露）

石綿を含んだ製品の製造加工等の作業に従事した者や、建築・建設関係作業や造船所内作業など石綿を使用した者、石綿が使用された現場での作業に従事した者を分類した。

(イ)「家族に石綿ばく露の明らかな職歴がある者が作業具を家庭内に持ち帰ることなどによる石綿ばく露の可能性のある者。」(家庭内ばく露)

家族に石綿ばく露の明らかな職歴がある者や、石綿製品の作業が自宅であり本人が従事したか定かでない者を分類した。

(ウ)「石綿取扱い施設に立ち入り等により、石綿ばく露の可能性が考えられる者。居住室内や事務室等に吹付け石綿が使用されており、屋内環境で石綿ばく露の可能性が考えられる者。」(施設立ち入り等ばく露)

荷物の運搬等で石綿取扱い施設に出入りがあった者や、吹付け石綿のある建物に立ち入った経験がある者等を分類した。

(エ)「(ア)～(ウ)のいずれにも該当しないため、石綿ばく露の可能性が特定できない者(居住地や学校・職場等の周辺に石綿取扱い施設がある場合も含む)。」(環境ばく露・不明)

(ア)～(ウ)のいずれにも該当しなかった者を分類した。この中には、石綿工場近くに居住地や職場等があった者も含まれている。

(ア)～(エ)の複数に該当する場合は、(ア)(イ)(ウ)の順で優先して1つに分類し、(ア)～(ウ)いずれにも該当しない場合は(エ)に分類した。

④ 職業分類別集計

アンケート票の職種についての回答内容から、従事した職業別に分類を行い、支給種別(医療費・未申請弔慰金、施行前弔慰金)に集計を行った。

疾病(中皮腫・肺がん・石綿肺・びまん性胸膜肥厚)の潜伏期間を考慮し、医療費被認定者については申請時の10年以前、弔慰金被認定者については死亡時の10年以前の職歴のみを集計対象とした。

転職等により被認定者が異なる職業に複数従事した場合には、それら全てを集計した。同一の職業に複数回従事した場合には、重複を除き1回として集計した。

⑤ 産業分類別集計

アンケート票の所属事業場(企業)についての回答内容から、産業別に分類を行い、支給種別(医療費・未申請弔慰金、施行前弔慰金)に集計を行った。

疾病(中皮腫・肺がん・石綿肺・びまん性胸膜肥厚)の潜伏期間を考慮し、医療費被認定者については申請時の10年以前、弔慰金被認定者については死亡時の10年以前に所属した事業場(企業)のみを集計対象とした。

被認定者の転職等により、所属事業場(企業)が複数あった場合、それが異な